

仕様書

1 委託件名

2022年国際会議統計調査業務委託

2 目的と概要

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が、JNTO（日本政府観光局）、UIA（国際団体連合：Union of International Associations）及びICCA（国際会議協会：International Congress and Convention Association）がそれぞれ発表する「JNTO国際会議統計」、「UIA国際会議統計」及び「ICCA国際会議統計」へ報告する資料を作成するため、令和4年（2022年）1月～12月の間に東京都内で開催された（一部予定含む）国際会議について、会議主催者及び開催施設等に対し調査を行う。

3 契約期間

令和4年（2022年）6月6日から令和5年（2023年）3月31日まで

4 履行場所

TCVBの指定する場所

5 調査対象

統計調査対象となる国際会議は令和4年（2022年）1月～12月に開催されたものであり、且つ以下の3種類の基準を満たすものとする。

※以下調査基準は例年に準じたものであり、JNTOより提示される基準によっては変更が生じる可能性がある。その際には調査内容・手法について別途協議するものとする。

(1) JNTO統計基準

- 国際機関・国際団体（各国支部を含む）又は国家機関・国内団体（各々の定義が明確ではないため「公共色を帯びていない民間企業」以外はすべて）が主催する会議で、東京都内で開催されたもののうち、以下の条件をすべて満たすもの。

- 参加者総数：50名以上
- 参加国数：日本を含む3居住国・地域以上
- 開催期間：1日以上

(2) UIA統計基準

- 国際機関・国際団体*（各国支部を含む）の本部が主催又は後援した会議で、東京都内で開催されたもののうち、以下の条件をすべて満たすもの。

- 参加国数：日本を含む3カ国以上
- 開催期間：1日以上

- 国内団体もしくは国際団体支部等が主催した会議で、東京都内で開催されたもののうち、以下の条件をすべて満たすもの。

- ① 参加者総数：300名(展示併催の場合250名)以上
- ② 参加国数：日本を含む5カ国以上
- ③ 開催期間：3日以上又は2日以上
- ④ 開催国以外からの参加者が、少なくとも総参加者の40%
 - ※「国際機関・国際団体」とは、UIAのリストに登録されている団体を指す。

(3) ICCA統計基準

- ・ 国際機関・国際団体(各国支部を含む)又は国内団体(民間企業、政府系会議、国連主催の会議以外はすべて)が主催する会議で、東京都内で開催されたもののうち、以下の条件をすべて満たすもの。
 - ① 参加者総数：50名以上
 - ② 開催期間：定期的で開催されているもの(1回のみ開催した会議は省く)
 - ③ 開催国について：日本を含む3カ国以上で会議のローテーションがあるもの(2カ国間会議は除く)

6 調査項目

対象となる国際会議について、それぞれ以下の項目を調査し、データ入力する。(以下の詳細情報は、別紙2「2021年国際会議統計調査について(抜粋)」に準ずる)

- (1) 会議情報の公開の可否
- (2) 会議名(日本語及び英語)
- (3) 分野
- (4) 開催期日/開催日数
- (5) 開催会場/開催都市
- (6) リモート開催の有無
- (7) 参加国数※
- (8) 参加人数(外国人参加者/国内参加者/総数)※
- (9) 国内受入団体概要(日本語及び英語)
 - (団体名/所在地/TEL/FAX/Email/責任者名)
- (10) 海外主催者名(国内受入団体の上部団体として存在する場合)
- (11) 展示会併催の有無
- (12) 会議ホームページ(日本語及び英語。日本語ページはサイトがある場合のみ)
 - ※リアル開催、リモート開催いずれの場合も調査すること

7 納品件数

840件程度

- (1) 5の調査対象において該当会議が重複した場合でも1件とすること。
- (2) 6の調査項目すべての情報が揃っているものを1件と数えること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響で中止・延期となった会議も含むこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、状況に変化が生じた場合は、納品件数について別途協議する。

参考：2021年実績数 JNTO統計591件/ICCA統計43件/UIA統計450件

8 委託業務内容

(1) 調査体制の提示

調査開始前に、実務（調査業務）担当者名とともに、調査体制を示すこと。

(2) 納品件数分の国際会議開催調査

納品件数分を満たすため、調査項目（「2022年国際会議統計調査票（別紙1）」参照）について、以下の2つの調査を行う。

① TCVBから提供する 定点観測結果の精査・再調査

TCVBが年2回（7月・10月前後）、都内コンベンション施設や関連企業に対して、該当施設における国際会議の実施実績を提出依頼して収集したリスト内容に対し、情報を精査し、実施内容詳細を追加調査するもの。（約450件程度）

※リストには調査項目の一部が入力されており、重複も含む。

② その他国際会議の調査

ウェブサイト、新聞など有効な手段を用いて国際会議の調査を行い、詳細を主催者側に確認するもの。

なお、調査にあたっては、以下の手段を用いて、調査項目をすべて満たすよう調査すること。

ア. ウェブサイトによる調査

イ. メールによる国際会議主催者等への調査

ウ. メールによる調査に対して回答のない国際会議主催者等への電話による調査

エ. 上記①、②の調査による会議案件の重複確認調査

調査の裏付けとして各会議の調査項目が掲載されたウェブサイトページ等を翌年の9月末までデータ保存すること。また、毎週の調査件数について、TCVBに随時報告すること。

(3) データベースの作成及び報告

以下の各時点（予定）までに(2)にて調査済みの国際会議開催実績情報を「2022年国際会議統計調査票（別紙1）」に入力し、TCVBに提出及び報告を行うこと。

令和4年（2022年）5月～10月 月1回（毎月末）

令和4年（2022年）11月 月2回（11月中旬及び月末）

令和4年（2022年）12月～令和4年（2022年）3月 週1回（毎週月曜日）

(4) 納品

以下の期日に別紙1「2022年国際会議統計調査票」のEXCEL（データ）を納品すること。なお、納品後、TCVBの指示に基づきデータ修正等の業務等を行うこと。

令和4年（2022年）11月上旬 「2022年国際会議統計調査票（別紙1）」
第1次納品 *UIA・ICCA基準対象分

令和4年（2022年）12月下旬 「2022年国際会議統計調査票（別紙1）」

完成データ納品 *UIA・ICCA基準対象分
令和5年（2023年）3月上旬 裏付けデータも含む総データ納品
*JNTO基準対象分含む

9 全体スケジュール（予定）

契約確定日の翌日	調査体制の提出及び調査開始
令和4年（2022年）5月～	調査進捗状況の報告
	TCVBより定点観測データを適宜提供
令和4年（2022年）11月上旬	UIA・ICCA基準対象分第1次納品
令和4年（2022年）12月下旬	UIA・ICCA基準対象分完成データ納品
令和5年（2023年）2月	TCVBによるデータの再チェック
	委託業者による再調査を基にした加筆・修正等
令和5年（2023年）3月上旬	JNTO基準対象分を含む総データ納品
令和5年（2023年）3月31日	業務完了

10 納入場所

TCVB の指定する場所

1.1 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVBに承諾を得た事項についてはこの限りでない。

1.2 秘密の保持

受託者は、1.1によりTCVBが承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

1.1によりTCVBが承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

1.3 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1.4 個人情報の保護等

(1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

(2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するためにTCVBが収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。

- ① TCVB職員を含め、本事業の遂行の関係者の氏名/メールアドレス など
- ② 国際会議主催者、関係者の氏名/役職/所属/メールアドレス/電話番号/住所 など
- ③ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報は、同様に個人情報と

みなす。

- (3) 本事業の遂行にあたり 1 1 「第三者委託の禁止」によりTCVBに承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報扱う場合は、別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証
- ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

1 5 支払い方法

受託者への支払は、委託完了届等によるTCVB担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

1 6 その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について、TCVBの担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 本仕様書で不明な事項及び疑義がある場合は、TCVBと事前に協議すること。
- (3) TCVBは必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (4) TCVBが必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (5) 契約満了後に本調査内容についての確認及び情報提供の依頼があった際には、契約期間終了後においても速やかに対応すること。
- (6) 契約金額には上記（5）に関わる費用が含まれるものとする。
- (7) 事故等が発生した場合は、直ちにTCVBへ連絡後、速やかにこれを処理し書面で報告を行うこと。

添付資料

別紙1 2022年国際会議統計調査票

別紙2 （参考）「2021年国際会議統計調査について（抜粋）」（JNTOより）

「2022年国際会議統計調査について」（令和4年（2022年）7月頃JNTOより配布予定）
については、入手次第、TCVBから委託業者へ提供する。

別紙3 電子情報処理業務に係る標準特記仕様書

連絡先：公益財団法人 東京観光財団 コンベンション事業部 担当：濱口・築山・曾根 電話：03-5579-2684 / FAX：03-5579-2685 Email：i.hamaguchi@tcvb.or.jp / tsukiyama@tcvb.or.jp
--